平成２２年（フ）第３６４号
茨城県桜川市真壁町白井520番地　市営白井住宅20号室
債務者　樋口　律子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３６６号
茨城県筑西市関本上1405番地１、前住所茨城県筑西市小栗6595番地２　宮本市営住宅５－２
債務者　野口　珠代（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３６７号
茨城県坂東市岩井3498番地１
債務者　逆井　　誠
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３６８号
茨城県結城市大字結城6100番地51
債務者　金子　正二
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３６９号
茨城県坂東市寺久1204番地２
債務者　長沼　里美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３７７号
茨城県下妻市大園木13番地
債務者　前田　　博
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３８６号
茨城県常総市中妻町419番地３　千代田団地Ｄ棟10号
債務者　木澤　千春
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３８９号
茨城県常総市本豊田1194番地10　つくばルミエールＢ棟102
債務者　堀井　照子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１９３号
千葉県君津市外箕輪４丁目25番５号　103
債務者　木下　隆雄
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１９４号
千葉県君津市外箕輪４丁目25番５号　103
債務者　木下　久子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第７１号
福井県小浜市下根来第16号２番地
債務者　濱上　幸男
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第７１７号
岐阜県郡上市大和町栗巣1972番地、住民票上の住所岐阜市福富笠海道151番地５
債務者　所　　邦博
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７２２号
岐阜市柳津町南塚２丁目５番地１　ハイツ杉山401号室
債務者　渡邉　　聡
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７２４号
岐阜市上太田町１丁目３番地１
債務者　古瀬　政彦
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７２６号
岐阜市茜部野瀬１丁目57番地　レオパレスソルティ104号室
債務者　石橋　卓威
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７５３号
岐阜市畷町３番地
債務者　佐々木綾子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３２６９号
名古屋市中区門前町１番60号　アーバニア大須1110号
債務者　野原　涼子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２８８号
愛知県春日井市東神明町１丁目10番地３　ワンダフルコートⅡ206号
債務者　花村　和彦
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部